

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

新旧対照表

| 新（令和5年3月10日付け一部改正） | 旧（令和4年3月24日付け保ワ第1205号、令和4年12月15日付け一部改正） |
|--|---|
| <p>【本文】</p> <p>1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について</p> <p>(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一世帯内で感染者が発生した場合は、～（略）。 ・ 上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、<u>基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等）の徹底を求めるととする。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。</u> <p>(2) 事業所等（(3)，(4)及び(5)の施設を除く）で感染者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等による一律の～（略）。 ・ 感染者が発生した場合に、事業所等においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同一世帯内以外の～（略）。 ➢ 事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触や | <p>【本文】</p> <p>1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について</p> <p>(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一世帯内で感染者が発生した場合は、～（略）。 ・ 上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、<u>マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めるととする。</u> <u>（追記）</u> <p>(2) 事業所等（(3)，(4)及び(5)の施設を除く）で感染者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等による一律の～（略）。 ・ 感染者が発生した場合に、事業所等においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同一世帯内以外の～（略）。 ➢ 事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触や |

ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこと。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。

➤ 事業所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定)の際に基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等)を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日間の待機や自主的な検査など)を促すこと。

- 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等)を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触

(3) (略)

(4) 保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とした学習塾及びスポーツクラブ(以下「保育所等」という。)で感染者が発生した場合

- 保健所等による一律の～(略)。

ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこと。 _____ (追記)

➤ 事業所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定)の際にマスクを着用していない、十分な換気がされていないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日間の待機や自主的な検査など)を促すこと。

- 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触

(3) (略)

(4) 保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とした学習塾及びスポーツクラブ(以下「保育所等」という。)で感染者が発生した場合

- 保健所等による一律の～(略)。

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生した場合に、保育所等においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保育所等で感染者と接触（※）があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際に<u>基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）</u>を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策（例えば、5日間の待機や自主的な検査など）を推奨すること。 ➢ 保育所等で感染者と接触（※）があった者は、～（略）。 ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、<u>基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）</u>を求めるとする。なお、<u>（削除）</u>、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないが、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスク着用を求めるとを妨げるものではない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生した場合に、保育所等においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保育所等で感染者と接触（※）があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際に<u>マスクを着用していない、十分な換気がされていないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は</u>、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策（例えば、5日間の待機や自主的な検査など）を推奨すること。 ➢ 保育所等で感染者と接触（※）があった者は、～（略）。 ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、<u>マスクを着用すること等の感染対策を</u>求めることとする。なお、<u>未就学児においては、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないが、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスク着用を求めるとを妨げるものではない。</u> |
| <p>※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触</p> <p>（5）小学校、中学校、高等学校で感染者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等による一律の～（略）。 ・感染者が発生した場合に、学校においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、学校内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこ | <p>※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触</p> <p>（5）小学校、中学校、高等学校で感染者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等による一律の～（略）。 ・感染者が発生した場合に、学校においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、学校内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこ |

と。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。

➤ 学校で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定)の際に基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等)を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日間の待機や自主的な検査など)を推奨すること。

- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等)を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触

(6) 集団感染(クラスター)が発生した場合

- ・ 従来通り感染状況に応じて、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。なお、濃厚接触者の特定は、「手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者」が要件の一つとなっているが、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。

- ・ 感染者が発生した場合に、～(略)。
- ・ クラスターと認定される前段階で、～(略)。

と。 _____ (追記)

➤ 学校で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定)の際にマスクを着用していない、十分な換気がされていないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日間の待機や自主的な検査など)を推奨すること。

- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触

(6) 集団感染(クラスター)が発生した場合

- ・ 従来通り感染状況に応じて、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。 _____ (追記)

- ・ 感染者が発生した場合に、～(略)。
- ・ クラスターと認定される前段階で、～(略)。

2 積極的疫学調査の実施について

(1) ～ (3) (略)

2 積極的疫学調査の実施について

(1) ～ (3) (略)

新（令和5年3月10日付け一部改正）

【説明資料】

| オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限についての沖縄県の考え方 2022.3.24 一部改正2023.3.10 | | | |
|---|--|--|--|
| | 厚労省事務連絡 <small>（一部改正 2023.3.10）</small> | 従前(2022.12.14以前)の対応 | 今後(2022.12.15以降)の対応 <small>（一部改正 2022.12.15一部改正 2023.3.10）</small> |
| (1) 同居家族 | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット <small>（自費検査）</small> | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット（自費検査） 有症状→受診、(軽症)抗原キット | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット（自費検査） 有症状→受診、(軽症)抗原キット |
| (2) 一般事業所 下記(3),(4),(5)除く 専門学校、大学含む | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食 ⇒一定期間の外出自粛 有症状→出勤自粛・受診 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→出勤自粛 受診、(軽症)抗原キット | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→出勤自粛 受診、(軽症)抗原キット |
| (3) 医療機関、 高齢/障害児者 通所及び入所施設 (ハイリスク施設) | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット <small>（入手方法は別途連絡）</small> (職員) 毎日検査で出勤可 | 本部施設支援班+保健所 ※通所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし可 5日間待機 or 2・3日目抗原キット (職員) 毎日検査で出勤可 有症状→受診、(軽症)抗原キット | 本部施設支援班+保健所 ※通所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし可 5日間待機 or 2・3日目抗原キット (職員) 毎日検査で出勤可 有症状→受診、(軽症)抗原キット |
| (4) 幼保、特支、 学童、児童生徒向け 学習塾スポーツ クラブ等 | 幼保、小学校、特支、学童 <small>※学童施設、スポーツクラブ等については一部事業所と異なる （備考参照による）</small> (特定した場合) 5日間待機 or 2・3日目抗原キット <small>（入手方法は別途連絡）</small> (職員) 毎日検査で出勤可 | 特定しない 保育PCR検査推奨 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※5日間待機または陰性判明まで待機推奨 ※ハイリスク行動自粛 有症状→登園/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→登園/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 |
| (5) 小中学校、高校 | 中学校、高校：特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動 ⇒一定期間の外出自粛 <small>（文科省事務連絡）</small> 有症状→出勤自粛・受診 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→登校/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→登校/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 |

（上段：特定方法、下段：行動制限）

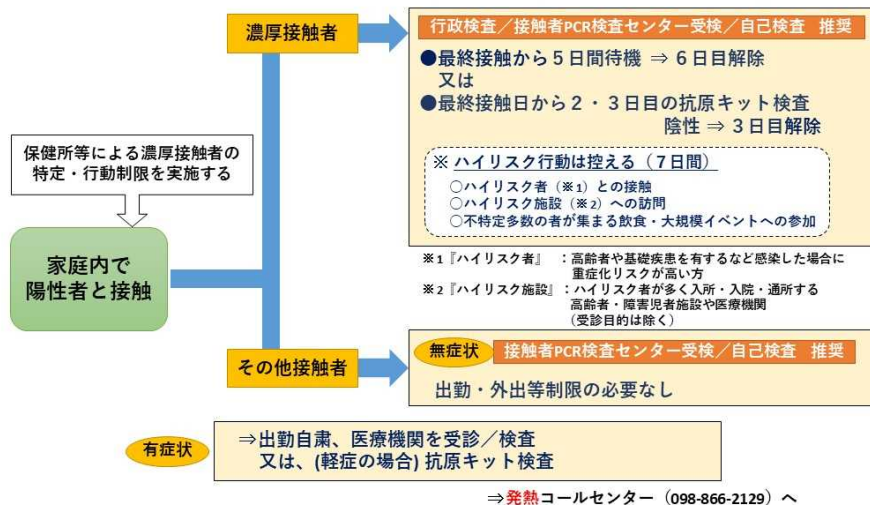
旧（令和4年3月24日付け保ワ第1205号、令和4年12月15日付け一部改正）

【説明資料】

| オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限についての沖縄県の考え方 2022.3.24 一部改正2022.12.15 | | | |
|--|--|--|--|
| | 厚労省事務連絡 <small>（一部改正 2022.12.15）</small> | 従前(2022.3.24-12.15)の対応 | 今後(2022.12.15以降)の対応 |
| (1) 同居家族 | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット <small>（自費検査）</small> | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット（自費検査） 有症状→受診、(軽症)抗原キット | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット（自費検査） 有症状→受診、(軽症)抗原キット |
| (2) 一般事業所 下記(3),(4),(5)除く 専門学校、大学含む | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食 ⇒一定期間の外出自粛 有症状→出勤自粛・受診 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→出勤自粛 受診、(軽症)抗原キット | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→出勤自粛 受診、(軽症)抗原キット |
| (3) 医療機関、 高齢/障害児者 通所及び入所施設 (ハイリスク施設) | 保健所 5日間待機 or 2・3日目抗原キット <small>（入手方法は別途連絡）</small> (職員) 毎日検査で出勤可 | 本部施設支援班+保健所 ※通所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし可 5日間待機 or 2・3日目抗原キット (職員) 毎日検査で出勤可 有症状→受診、(軽症)抗原キット | 本部施設支援班+保健所 ※通所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし可 5日間待機 or 2・3日目抗原キット (職員) 毎日検査で出勤可 有症状→受診、(軽症)抗原キット |
| (4) 幼保、特支、 学童、児童生徒向け 学習塾スポーツ クラブ等 | 幼保、小学校、特支、学童 <small>※学童施設、スポーツクラブ等については一部事業所と異なる （備考参照による）</small> (特定した場合) 5日間待機 or 2・3日目抗原キット <small>（入手方法は別途連絡）</small> (職員) 毎日検査で出勤可 | 特定しない 保育PCR検査推奨 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※5日間待機または陰性判明まで待機推奨 ※ハイリスク行動自粛 有症状→登園/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→登園/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 |
| (5) 小中学校、高校 | 中学校、高校：特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動 ⇒一定期間の外出自粛 <small>（文科省事務連絡）</small> 有症状→出勤自粛・受診 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→登校/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 | 特定しない 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) ⇒一定期間の外出自粛 有症状→登校/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭内での使用 |

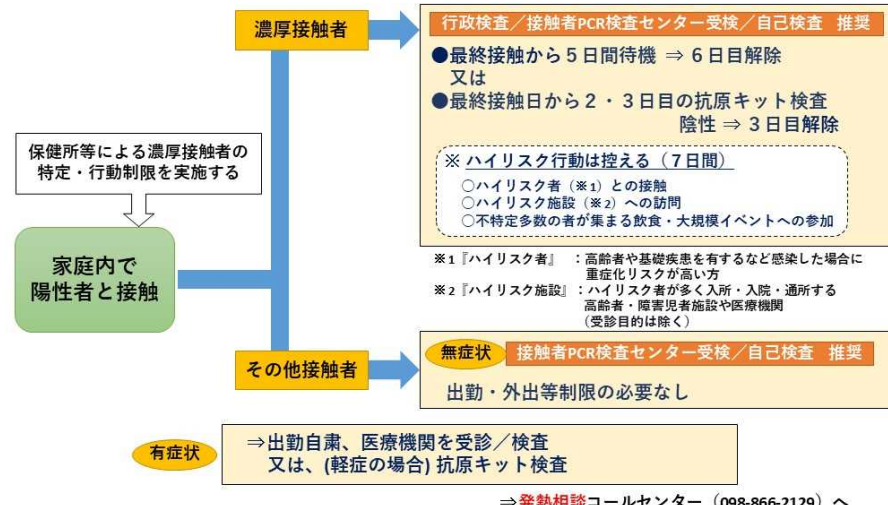
（上段：特定方法、下段：行動制限）

(1) 同居家族における対応



●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

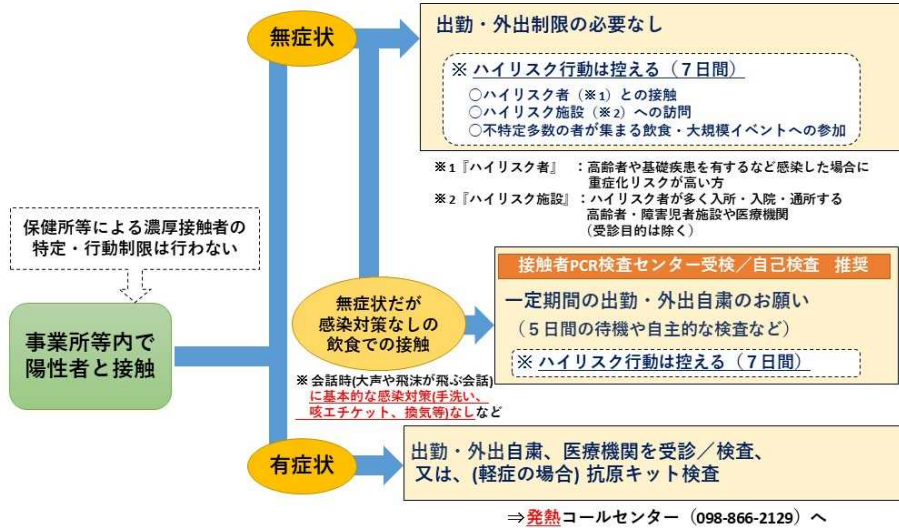
(1) 同居家族における対応



●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

(2) 一般事業所における対応

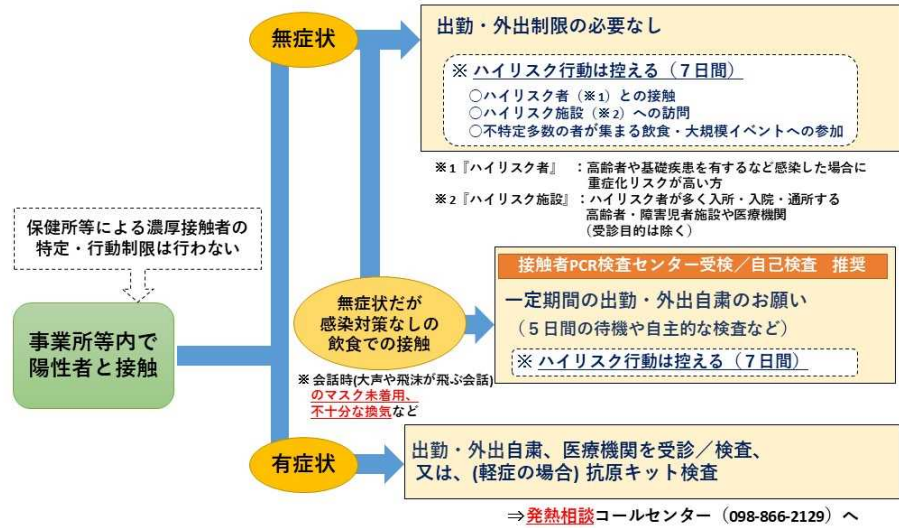
2022.3.24
一部改正2023.3.10



●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

(2) 一般事業所における対応

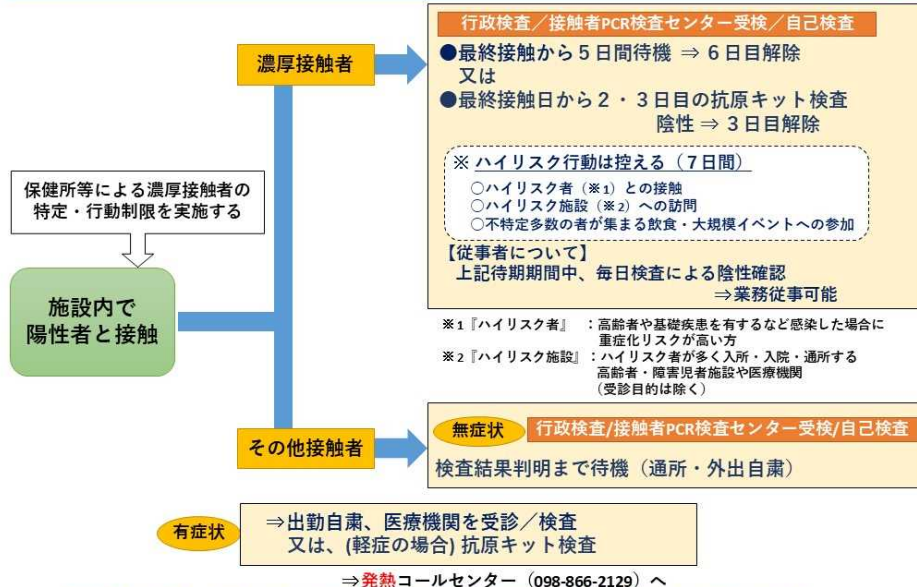
2022.3.24
一部改正2022.12.15



●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

(3) ハイリスク施設における対応

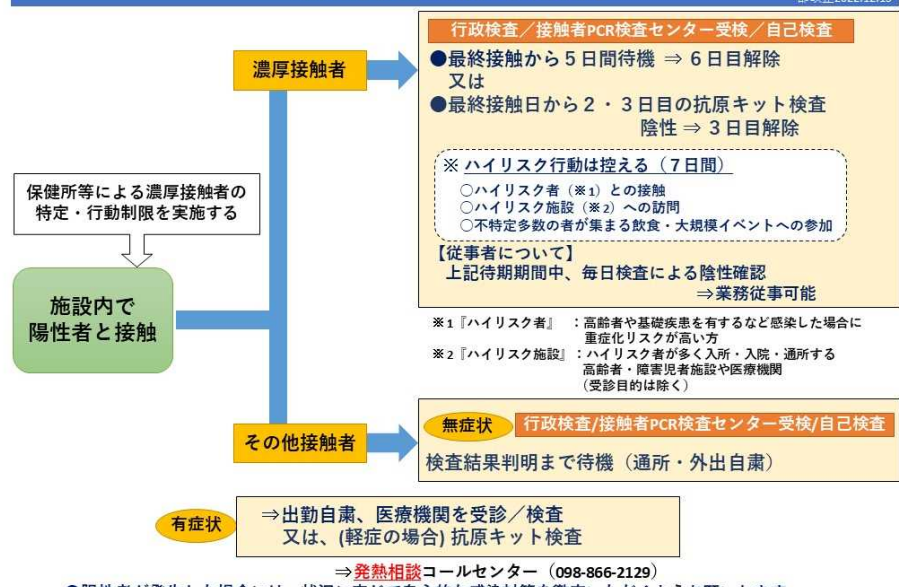
2022.3.24
一部改正2023.3.10



●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

(3) ハイリスク施設における対応

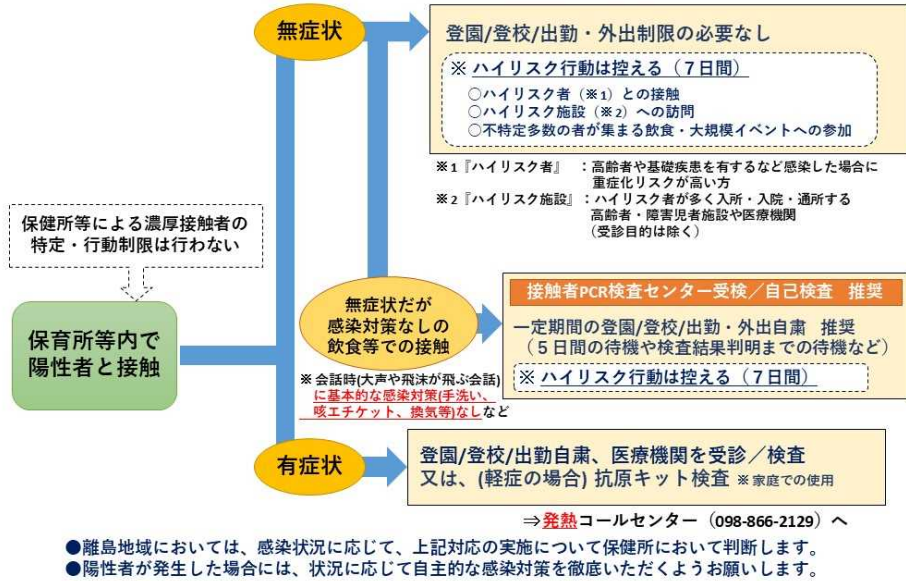
2022.3.24
一部改正2022.12.15



●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

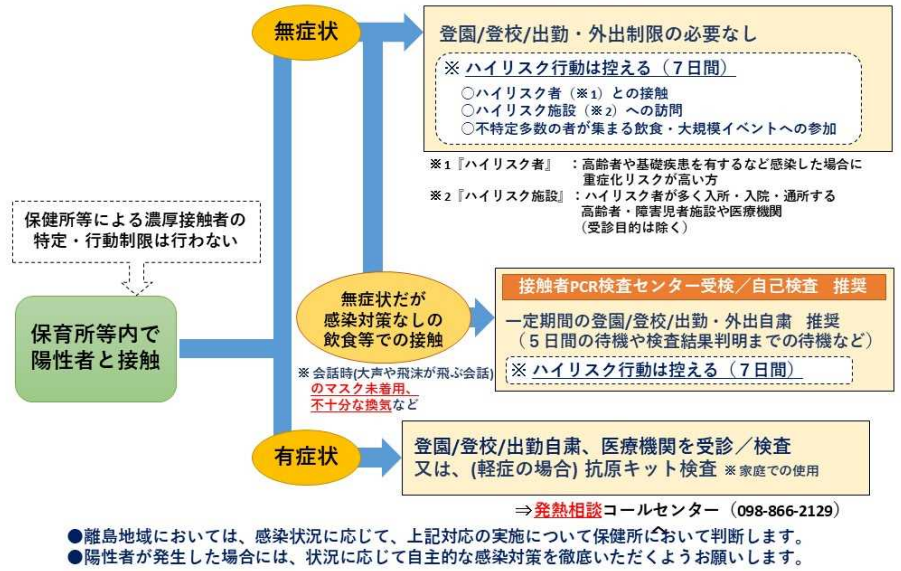
(4) 幼保、特支、学童、児童生徒向け学習塾/スポーツクラブ等における対応

2022.3.24
一部改正2023.3.10



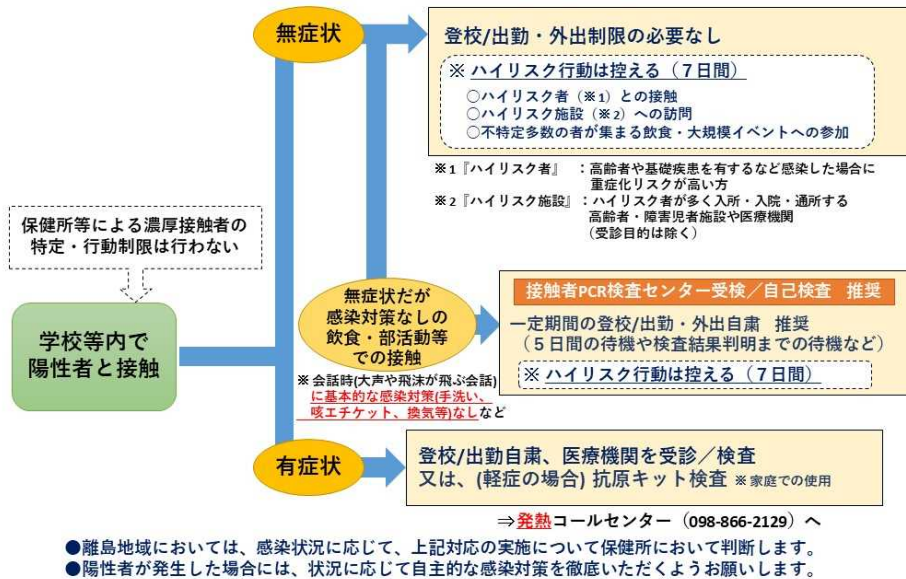
(4) 幼保、特支、学童、児童生徒向け学習塾/スポーツクラブ等における対応

2022.3.24
一部改正2022.12.15



(5) 小中学校、高等学校における対応

2022.3.24
一部改正2023.3.10



(5) 小中学校、高等学校における対応

2022.3.24
一部改正2022.12.15

